◎　日中一時支援事業単価表(令和6年4月～)

対　象　者			利用単価		
			4時間未満の利用	4時間以上8時間未満の利用	8時間以上の利用
障害者	(障害者支援施設等で実施した場合)	区分6	2,307	4,615	6,922
		区分5	1,960	3,920	5,880
		区分4	1,620	3,240	4,860
		区分3	1,457	2,915	4,372
		区分2	1,272	2,545	3,817
		区分1	1,272	2,545	3,817
	(療養介護に併設で実施した場合)	療養介護	7,792	15,585	23,377
		その他	4,565	9,130	13,695
障害児	(障害者支援施設等で実施した場合)	区分3	1,960	3,920	5,880
		区分2	1,537	3,075	4,612
		区分1	1,272	2,545	3,817
	(療養介護に併設で実施した場合)	療養介護	7,792	15,585	23,377
		その他	4,565	9,130	13,695

※　上記のほか、利用に応じ食事等実費分の利用料がかかることがあります。
※　利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行った場合に、片道のみ1,860加算されます。
※　療養介護は重度の身体及び知的障害を重複している方に医療機関におけるサービスを提供します。